

# 第123回 定時株主総会招集ご通知

日時：2022年6月22日（水曜日）

午前10時

場所：東京都中央区日本橋蛸殻町

二丁目1番1号

ロイヤルパークホテル2階「有明」

## 目次

第123回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	4
第2号議案 定款一部変更の件	5
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 10名選任の件	7
第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件	16
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役 1名選任の件	24
添付書類	
事業報告	29
連結計算書類	49
計算書類	51
監査報告書	53

### 新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主様の安全を第一に考え、株主総会を以下のとおり開催させていただきます。何卒ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

- ・お土産および茶話会のご用意はございません。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたしますので、ご使用くださいますようお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・株主様同士の座席につきましては、昨年と同様に例年よりも間隔を拡げてご用意させていただきます。また、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
- ・会場入口付近で検温させていただき、37.5度以上の発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから7日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温も含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。



株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目19番8号  
日本農薬株式会社  
代表取締役社長 友井洋介

## 第123回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第123回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**株主の皆様におかれましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。**

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2022年6月21日（火曜日）午後5時25分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月22日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号  
ロイヤルパークホテル 2階 「有明」

本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、昨年と同様にご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申しあげます。

### 3. 目的事項

- 報告事項
1. 第123期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第123期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

## 4. 議決権の行使についてのご案内

### ▶ 株主総会に当日ご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時	2022年6月22日（水曜日）午前10時
----------	----------------------

### ▶ 株主総会に当日ご出席されない方は、郵送またはインターネットでご行使ください

#### ■ 郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限	2022年6月21日（火曜日）午後5時25分
------	------------------------

#### ■ インターネットによる議決権行使



当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は、3頁をご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

行使期限	2022年6月21日（火曜日）午後5時25分
------	------------------------

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

※詳しくは同封のチラシをご覧ください。

- 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

#### ＜株主様へのお願い＞

- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nichino.co.jp/>）により、発信情報をご確認くださいませよう、併せて願ひ申し上げます。
- 郵送による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネット等により議決権行使をいただきたく願ひ申し上げます。
- 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ご来場の株主様は、マスクの持参・着用を願ひ申し上げます。
- 会場入口付近で検温をさせていただきます、37.5度以上の発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから7日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りのいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから7日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただけますよう願ひいたします。
- 株主総会の運営スタッフは、検温も含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
- 本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいたくださいませよう願ひ申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名に委任することができます。この場合は代理権を証する書面をご提出ください。
- ◎次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nichino.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
  - (1) 事業報告の「Ⅲ. 会社の体制および方針」ならびに「Ⅳ. その他企業集団の現況に関する重要な事項」
  - (2) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
  - (3) 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- ◎本招集ご通知の添付書類および株主総会参考書類について修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nichino.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎本株主総会の模様につきましては、開催日より1週間程度後を目処にインターネット上の当社ウェブサイト（[https://www.nichino.co.jp/ir/page\\_10094.html](https://www.nichino.co.jp/ir/page_10094.html)）に動画を掲載する予定としております。

## インターネット等による議決権行使のご案内

当社指定の議決権行使ウェブサイトにて以下のいずれかの方法でアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**行使期限 2022年6月21日（火曜日）午後5時25分まで**  
 （議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行行使されるようお願いいたします。）

### スマートフォンによる議決権行使方法

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは1回に限り議決権を行使できます。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。



### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

#### ① ウェブサイトへアクセス

\*\*\* ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! \*\*\*

●本サイトの利用にあたっては、[ログイン]ボタンより本サイトの利用規約(以下)に同意する必要があるため、ご入力いただいた内容は「同意する」ボタンをクリックしてください。  
 ●同意する場合は、本サイトの利用規約(以下)に同意する必要があるため、ご入力いただいた内容は「同意する」ボタンをクリックしてください。  
 ●本サイトの利用規約(以下)に同意する場合は、本サイトの利用規約(以下)に同意する必要があるため、ご入力いただいた内容は「同意する」ボタンをクリックしてください。

▼この欄に案内▼

●本サイトに掲載されている情報は、本サイトの運営方針に基づき変更される場合があります。予めご了承ください。  
 ●本サイトに掲載されている情報は、本サイトの運営方針に基づき変更される場合があります。予めご了承ください。  
 ●本サイトに掲載されている情報は、本サイトの運営方針に基づき変更される場合があります。予めご了承ください。

#### ② ログインし、議決権行使コードの入力

\*\*\* ログイン \*\*\*

●議決権行使コードを入力し、[ログイン]ボタンをクリックしてください。  
 ●議決権行使コードは、議決権行使書用紙に記載されています。  
 ●電子メールにより通知した議決権行使コードは、本サイトの利用規約(以下)に同意する場合は、本サイトの利用規約(以下)に同意する必要があるため、ご入力いただいた内容は「同意する」ボタンをクリックしてください。

議決権行使コード:

#### ③ パスワードの入力

\*\*\* パスワード認証 \*\*\*

●[パスワード]を入力し、[ログイン]ボタンをクリックしてください。  
 ●[パスワード]は、議決権行使書用紙に記載されています。  
 ●[パスワード]をお忘れの場合は、本サイトの利用規約(以下)に同意する場合は、本サイトの利用規約(以下)に同意する必要があるため、ご入力いただいた内容は「同意する」ボタンをクリックしてください。

[パスワード]:  [ログイン]ボタン

#### ④ 以降は画面の入案内に従って賛否をご入力ください。

- ・株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
- ・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金等)は、株主様のご負担となります。

### お問合わせ

### パソコン・スマートフォンの操作方法に関するお問合わせ先

- 当ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン・スマートフォンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話 **0120 (652) 031**

受付時間 9:00~21:00

- その他株式に関するご質問等は、下記にお問合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 **0120 (782) 031**

受付時間 土・日・祝日を除く9:00~17:00

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、長期的な観点に立ち、事業収益の拡大と財務体質の強化を図ることによって企業価値の向上に努め、株主の皆様に対して安定的かつ継続的な利益配当を行うことを基本方針としております。

中期経営計画「Ensuring Growing Global 2 (EGG 2)」においては、安定配当を基本とし、配当性向30%以上を目指すことを配当方針としております。

以上の方針と当期の業績を踏まえ、第123期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭

- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金7円50銭 総額590,803,013円  
なお、年間配当金につきましては、中間期に1株につき7円50銭を配当させていた  
いただきましたので、合わせて年間1株につき15円となります。

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月23日（木曜日）

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則第2条を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第14条 (条文省略)  <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>            第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第16条～第34条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第14条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u>  <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～第34条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、第121期事業年度に関する定時株主総会の継続会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任につき、法令で定める額を限度として、取締役会の決議により免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> 当社は、第121期事業年度に関する定時株主総会の継続会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任につき、法令で定める額を限度として、取締役会の決議により免除することができる。</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>第2条</u> 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</p> <p><u>3</u> 本附則第2条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>



### 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名選任の件

現任の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)10名は本定時株主総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において審議が行われましたが指摘するべき点は無いとの見解表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の地位および担当等	属性	取締役会出席率
1	ともい ようすけ 友井 洋介	代表取締役社長	再任	100% (18回/18回)
2	ししど こうじ 穴戸 康司	代表取締役兼専務執行役員 生産本部長、環境安全全部管掌	再任	100% (18回/18回)
3	やの ひろひさ 矢野 博久	取締役兼常務執行役員 管理本部長、CSR推進室担当 兼CSR推進室長、大阪事業所担当 兼大阪事業所長、市場開発本部管掌、 特命事項担当	再任	94% (17回/18回)
4	まちはや こうぞう 町谷 幸三	取締役兼常務執行役員 研究本部長	再任	100% (15回/15回)
5	やまのい ひろし 山野井 博	取締役兼上席執行役員 外販事業本部長	再任	100% (18回/18回)
6	やまもと ひでお 山本 秀夫	取締役兼上席執行役員 国内営業本部長	再任	100% (18回/18回)
7	いわた ひろゆき 岩田 浩幸	取締役兼上席執行役員 経営企画本部長、海外営業本部管掌	再任	100% (18回/18回)
8	こおり あきお 郡 昭夫	取締役	再任	100% (18回/18回)
9	まつい やすのり 松井 泰則	取締役	再任 社外 独立	100% (18回/18回)
10	たちばな かずよし 立花 和義	取締役	再任 社外 独立	100% (18回/18回)

新任

新任取締役候補者

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所等の定めに基づき独立役員



候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1 再任	ともい ようすけ 友井洋介 1956年1月12日生  取締役会出席率 100% (18回/18回)	1980年4月 当社入社 2006年12月 執行役員、社長室経営企画部長 2007年12月 当社取締役兼執行役員、社長室長 兼社長室経営企画部長 兼社長室法務・監理部長 2008年12月 取締役兼執行役員、社長室長、秘書室担当、 秘書室長 2009年12月 取締役兼執行役員、営業本部副本部長 2010年8月 取締役兼執行役員、営業本部副本部長 兼営業本部第二営業部長 2011年12月 取締役兼常務執行役員、社長室長、 秘書室担当、秘書室長 2014年12月 取締役兼専務執行役員、社長室長、 秘書室担当、管理本部管掌、秘書室長 2015年12月 代表取締役社長（現任）	38,288株
<p>【取締役候補者とした理由】 友井洋介氏は、2007年に当社取締役になられた後、2015年に当社代表取締役社長になられたし、日農グループビジョンの立案およびビジョン実現のための成長戦略を実行して参りました。これらの経験および実績を活かし、取締役会の活性化に貢献することを期待しているためであります。</p> <p>【その他取締役候補者に関する特記事項】 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。</p>			
2 再任	ししど こうじ 宍戸康司 1959年12月20日生  取締役会出席率 100% (18回/18回)	1983年4月 旭電化工業株式会社 (現株式会社A D E K A) 入社 2004年6月 同社鹿島工場食品製造部長 2010年6月 株式会社A D E K A鹿島工場長 2014年6月 同社生産管理部長 2016年6月 同社執行役員、環境・安全対策本部長 兼環境保安・品質保証部長 2017年4月 同社執行役員、環境・安全対策本部長 2018年12月 当社代表取締役兼専務執行役員、生産本部長 2020年6月 代表取締役兼専務執行役員、生産本部長、 環境安全部管掌（現任）	21,223株
<p>【取締役候補者とした理由】 宍戸康司氏は、当社の親会社である株式会社A D E K Aの執行役員として同社の経営に携わってきたほか、長年にわたる生産部門や環境・安全対策部門の責任者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。2018年からは当社代表取締役に就任し、生産本部長として当社グループの生産体制強化に取り組んでおります。これらの経験および実績を活かし、取締役会の活性化に貢献することを期待しているためであります。</p> <p>【その他取締役候補者に関する特記事項】 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。 なお、同氏は、略歴、地位、担当および重要な兼職の状況に記載のとおり、過去10年間に当社の親会社である株式会社A D E K Aの業務執行者でありました。</p>			

候補者 番号	氏 名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3 再任	や の ひろ ひさ 矢野博久 1958年7月16日生  取締役会出席率 94% (17回/18回)	1982年4月 当社入社 2007年8月 秘書室長 2008年12月 営業本部マーケティング部長 2011年12月 執行役員、営業本部副本部長 兼営業本部マーケティング部長 兼営業本部第二営業部長 2013年8月 執行役員、営業本部副本部長 兼営業本部マーケティング部長 2015年12月 当社取締役兼上席執行役員、営業本部長 2017年8月 取締役兼上席執行役員、国内営業本部長 2018年12月 取締役兼上席執行役員、市場開発本部長 2020年6月 取締役兼常務執行役員、管理本部長、 大阪事業所担当兼大阪事業所長、 市場開発本部管掌、特命事項担当 2021年8月 取締役兼常務執行役員、管理本部長、 CSR推進室担当兼CSR推進室長、 大阪事業所担当兼大阪事業所長、 市場開発本部管掌、特命事項担当（現任）	9,457株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 矢野博久氏は、当社の営業部門や市場開発部門などで培った幅広い経験と知識を有しております。2015年からは当社取締役に就任し、現在は管理本部長として管理部門の強化に取り組んでおります。これらの経験および実績を活かし、引き続き取締役会の活性化に貢献することを期待しているためであります。			
<b>【その他取締役候補者に関する特記事項】</b> 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4 再任	町谷幸三 1958年1月17日生  取締役会出席率 100% (15回/15回)	1985年10月 当社入社 2008年12月 研究開発本部研究開発戦略推進室 ライセンスマネージャー 2012年12月 研究開発本部総合研究所探索マネージャー 2014年8月 研究開発本部研究開発戦略推進室長 2014年12月 執行役員、 研究開発本部研究開発戦略推進室長 2016年12月 執行役員、研究本部副本部長 兼研究本部総合研究所長 兼研究本部総合研究所探索マネージャー 2018年12月 上席執行役員、研究本部長 2020年6月 常務執行役員、研究本部長 2021年6月 当社取締役兼常務執行役員、研究本部長 (現任)	9,103株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 町谷幸三氏は、2021年に当社取締役就任し、現在は研究本部長として創薬力の強化に取り組んでおります。これらの経験および実績を活かし、取締役会の活性化に貢献することを期待しているためであります。	
		<b>【その他取締役候補者に関する特記事項】</b> 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。	

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5 再任	やまのい ひろし <b>山野井 博</b> 1958年1月22日生  取締役会出席率 100% (18回/18回)	1981年4月 アデカ・アーガス化学株式会社 (現株式会社A D E K A) 入社 2007年6月 株式会社A D E K A樹脂添加剤開発研究所 添加剤開発室長 2010年10月 同社樹脂添加剤開発研究所添加剤研究室長 2011年5月 同社経営企画部海外事業推進室長 2014年6月 同社経営企画部関係会社支援室長 2016年10月 当社入社化学品本部特別顧問 2016年12月 当社取締役兼上席執行役員、化学品本部長 2018年12月 取締役兼上席執行役員、医薬部担当 2019年8月 取締役兼上席執行役員、外販事業本部長 2020年4月 取締役兼上席執行役員、外販事業本部長 兼外販事業本部医薬部長 2021年4月 取締役兼上席執行役員、外販事業本部長 (現任)	9,616株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 山野井博氏は、株式会社A D E K Aで添加剤の研究開発業務に従事したほか、同社の経営企画部門にて海外事業の推進、支援などを行って参りました。2016年からは当社取締役に就任し、現在は外販事業本部長として農薬および医薬等の外販事業の強化に取り組んでおります。これらの経験および実績を活かし、引き続き取締役会の活性化に貢献することを期待しているためであります。			
<b>【その他取締役候補者に関する特記事項】</b> 同氏と当社間に特別な利害関係はありません。 なお、同氏は、略歴、地位、担当および重要な兼職の状況に記載のとおり、過去10年間に当社の親会社である株式会社A D E K Aの業務執行者でありました。			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6 再任	やま もと ひで お 山本 秀夫 1962年8月10日生  取締役会出席率 100% (18回/18回)	1985年4月 当社入社 2006年8月 営業本部第一営業部長 2013年12月 管理本部経理・システム部長 2015年12月 執行役員、営業本部副本部長 兼営業本部マーケティング部長 2016年12月 執行役員、営業本部副本部長 兼営業本部技術普及部長 2017年12月 執行役員、国内営業本部副本部長 兼国内営業本部技術普及部長 兼国内営業本部第一営業部長 2018年8月 執行役員、国内営業本部副本部長 2018年12月 当社取締役兼上席執行役員、国内営業本部長 2020年4月 取締役兼上席執行役員、国内営業本部長 兼国内営業本部スマート農業推進室長 2021年4月 取締役兼上席執行役員、国内営業本部長 (現任)	8,256株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 山本秀夫氏は、当社の国内営業部門および管理部門で培った幅広い経験と知識を有しております。2018年からは当社取締役に就任し、国内営業本部長として国内事業の強化に取り組んでおります。これらの経験および実績を活かし、取締役会の活性化に貢献することを期待しているためであります。			
<b>【その他取締役候補者に関する特記事項】</b> 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。			
7 再任	いわ た ひろ ゆき 岩田 浩幸 1963年11月3日生  取締役会出席率 100% (18回/18回)	1986年4月 当社入社 2013年12月 営業本部第一営業部長 2016年8月 海外営業本部長付専任部長 2016年12月 執行役員、海外営業本部副本部長 兼海外営業本部アジア営業部長 2017年12月 執行役員、海外営業本部長 2018年12月 当社取締役兼上席執行役員、海外営業本部長 2020年6月 取締役兼上席執行役員、経営企画本部長 2021年6月 取締役兼上席執行役員、経営企画本部長、 海外営業本部管掌 (現任)	9,724株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 岩田浩幸氏は、当社の国内営業部門および海外営業部門で培った幅広い経験と知識を有しております。2018年からは当社取締役に就任し、現在は経営企画本部長として日農グループビジョン実現のための成長戦略の立案および推進に取り組んでおります。これらの経験および実績を活かし、企業経営者として今後の当社のグループ経営の舵取りを期待しているためであります。			
<b>【その他取締役候補者に関する特記事項】</b> 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	こおり 郡 昭夫 1948年12月21日生  取締役会出席率 100% (18回/18回)	1971年 4月 旭電化工業株式会社 (現株式会社A D E K A) 入社 2008年 6月 株式会社A D E K A取締役兼執行役員、 食品本部長兼中国食品事業推進部長 2010年 6月 同社取締役兼常務執行役員経営企画部長 兼新規事業推進室担当兼設備投資委員長 2012年 6月 同社代表取締役社長 2013年12月 当社取締役 (現任) 2018年 6月 株式会社A D E K A代表取締役会長 2020年 6月 同社相談役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社A D E K A 相談役 日本ゼオン株式会社 社外監査役	一株
再任	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 郡昭夫氏は、当社の親会社である株式会社A D E K Aの会長および社長を歴任するなど、製造業の企業経営に長年携わり、豊富な経験と幅広い見識を有していることから取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
	<b>【責任限定契約】</b> 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の取締役としての選任が承認された場合、法令で定める額を限度額として損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。		
	<b>【その他取締役候補者に関する特記事項】</b> 同氏と当社間に特別な利害関係はありません。 なお、同氏は、略歴、地位、担当および重要な兼職の状況に記載のとおり、過去10年間かつ現在に至るまで、当社の親会社である株式会社A D E K Aの業務執行者であります。		

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
9	<p>まつ い やす のり 松井 泰 則 1956年3月3日生</p> <p>取締役会出席率 100% (18回/18回)</p>	<p>1984年4月 高千穂商科大学（現高千穂大学） 商学部商学科専任講師</p> <p>1987年4月 同大学商学部商学科助教授</p> <p>1990年4月 英国エクセター大学客員研究員</p> <p>1994年4月 立教大学経済学部経営学科助教授</p> <p>2006年4月 同大学経営学部国際経営学科教授</p> <p>2007年3月 博士（会計学）（立教大学）</p> <p>2008年4月 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科 （MBA）委員長</p> <p>2012年4月 同大学経営学部長</p> <p>2014年12月 公認会計士試験試験委員</p> <p>2014年12月 当社取締役（現任）</p> <p>2021年3月 立教大学名誉教授（現任）</p> <p>2021年4月 大原大学院大学会計研究科教授（現任） （重要な兼職の状況） 立教大学名誉教授 大原大学院大学会計研究科教授</p>	<p>一株</p>
<p>再任 社外 独立</p>	<p><b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</b> 松井泰則氏は、大学教授（会計学・経営学）としての長年の経験を通じて培われた会社経営に関する幅広い知識と見識を有しており、客観的な立場から当社の経営全般にわたる意見、助言等をいただくことで、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただいております。同氏は、過去に社外役員以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由およびこれまで当社社外取締役としての職責を十分に果たしていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏には引き続き上記の役割を果たしていただくことを期待しております。 なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年6カ月となります。</p> <p><b>【独立性に関する事項】</b> 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社の定める独立役員選任にあたっての独立性基準を満たしており、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏の社外取締役としての選任が承認された場合、独立役員としての届け出を継続します。</p> <p><b>【責任限定契約】</b> 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の取締役としての選任が承認された場合、法令で定める額を限度額として損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。</p> <p><b>【その他取締役候補者に関する特記事項】</b> 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。</p>		



候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
10	立花和義 1956年1月21日生  取締役会出席率 100% (18回/18回)	1978年4月 協和発酵工業株式会社（現協和キリン株式会社） 入社 2002年7月 Kyowa Pharmaceuticals Inc. 社長 2005年4月 協和発酵工業株式会社医薬戦略企画本部長兼医薬製品戦略部長 2005年6月 同社執行役員 2008年10月 協和発酵キリン株式会社（現協和キリン株式会社）執行役員 2009年4月 同社常務執行役員 2009年6月 同社取締役常務執行役員 2018年3月 同社取締役常務執行役員退任 2020年6月 当社取締役（現任）	2,000株
再任	【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 立花和義氏は、上場会社の業務執行役員および海外事業会社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的な立場から当社の経営全般にわたる意見、助言等をいただくことで、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただいております。上記の理由およびこれまで当社社外取締役としての職責を十分に果たしていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。同氏には引き続き上記の役割を果たしていただくことを期待しております。 なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。		
社外	【独立性に関する事項】 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社の定める独立役員選任にあたっての独立性基準を満たしており、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏の社外取締役としての選任が承認された場合、独立役員としての届け出を継続します。		
独立	【責任限定契約】 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の取締役としての選任が承認された場合、法令で定める額を限度額として損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。		
	【その他取締役候補者に関する特記事項】 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。		

(注) 当社は、優秀な人材確保、当社の成長に向けた積極果断な経営判断を支えるため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案でお諮りする取締役候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。

なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

① 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

② 填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

③ 役員等の職務の適正性が損なわれないうための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

現任の監査等委員である取締役5名は本定時株主総会終結の時をもって全員任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものです。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の地位および担当等	属性	取締役会 出席率	監査等委員会 出席率
1	ひがしの <b>東野 純明</b>	取締役 常勤監査等委員	再任	100% (18回/18回)	100% (8回/8回)
2	とみやす <b>富安 治彦</b>	取締役 監査等委員	再任	100% (18回/18回)	100% (8回/8回)
3	と い がわ いわ お <b>戸井川岩夫</b>	取締役 監査等委員	再任 社外 独立	100% (18回/18回)	100% (8回/8回)
4	なか た <b>中田ちず子</b>	取締役 監査等委員	再任 社外 独立	100% (18回/18回)	100% (8回/8回)
5	おおしま <b>大島 良子</b>	取締役 監査等委員	再任 社外 独立	100% (18回/18回)	100% (8回/8回)

新任

新任取締役候補者

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所等の定めに基づき独立役員

候補者 番号	氏 名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1 再任	ひがし の よし あき <b>東野純明</b> 1958年5月12日生  取締役会出席率 100% (18回/18回) 監査等委員会出席率 100% (8回/8回)	1984年4月 三菱化成工業株式会社 (現三菱ケミカル株式会社) 入社 2002年10月 当社入社 2008年12月 社長室経営企画部長 2013年12月 執行役員、社長室経営企画部長 2015年12月 上席執行役員、経営企画本部長 兼経営企画本部経営企画部長 兼秘書室担当 2016年12月 当社取締役兼上席執行役員、市場開発本部長 2018年12月 取締役兼上席執行役員、管理本部長、 大阪事業所担当兼大阪事業所長、特命事項担当 2020年6月 取締役、常勤監査等委員 (現任)	10,137株
<b>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</b> 東野純明氏は、当社の経営企画部門および市場開発部門で培った幅広い知識と経験を有しております。2016年からは取締役として当社の経営に携わってきたほか、2018年からは管理本部長を務めるなど財務および会計に関する知見を有していることから、監査等委員である取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。			
<b>【その他監査等委員である取締役候補者に関する特記事項】</b> 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2 再任	<p>とみ やす はる ひこ 富安治彦 1956年7月7日生</p> <p>取締役会出席率 100% (18回/18回) 監査等委員会出席率 100% (8回/8回)</p>	<p>1979年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ） 入行</p> <p>2005年7月 株式会社みずほ銀行 管理部長</p> <p>2007年6月 株式会社A D E K A 常勤監査役</p> <p>2009年6月 同社取締役兼執行役員、法務・広報部担当 兼財務・経理部担当兼内部統制推進委員長</p> <p>2009年12月 当社監査役</p> <p>2010年6月 株式会社A D E K A 取締役兼執行役員、 情報システム部担当</p> <p>2012年6月 同社取締役兼執行役員、人事部担当兼財務・経理部担当兼情報システム部担当</p> <p>2014年6月 同社取締役兼常務執行役員、人事部担当兼財務・経理部担当兼情報システム部担当兼内部統制推進委員長</p> <p>2015年6月 同社取締役兼常務執行役員、人事部担当兼財務・経理部担当兼購買・物流部担当兼内部統制推進委員長</p> <p>2018年6月 同社取締役兼専務執行役員社長補佐 兼秘書室担当兼人事部担当兼購買・物流部担当兼内部統制推進委員長</p> <p>2020年6月 当社取締役、監査等委員（現任） 株式会社A D E K A 代表取締役兼専務執行役員 社長補佐兼秘書室担当兼人事部担当兼購買・物流部担当兼内部統制推進委員長（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 株式会社A D E K A 代表取締役兼専務執行役員</p>	一株
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</p>			
<p>富安治彦氏は、当社の親会社である株式会社A D E K Aの代表取締役兼専務執行役員であり、上場会社の業務執行役員としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、監査等委員である取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。</p>			
<p>【責任限定契約】</p>			
<p>当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合、法令で定める額を限度額として損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。</p>			
<p>【その他監査等委員である取締役候補者に関する特記事項】</p>			
<p>同氏は、略歴、地位、担当および重要な兼職の状況に記載のとおり、過去10年間かつ現在に至るまで、当社の親会社である株式会社A D E K Aの業務執行者であります。</p>			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
	といがわ いわ お 戸井川 岩 夫 1953年8月22日生  取締役会出席率 100% (18回/18回) 監査等委員会出席率 100% (8回/8回)	1991年4月 弁護士登録(東京弁護士会)、 渡部喜十郎法律事務所入所 2001年7月 戸井川法律事務所開設 2005年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科 (法科大学院)非常勤講師 2006年5月 日比谷T&Y法律事務所開設(現任) 2011年12月 当社監査役 2015年12月 当社取締役 2020年6月 取締役、監査等委員(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士	一株
3 <u>再任</u> <u>社外</u> <u>独立</u>	<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</b></p> <p>戸井川岩夫氏は、弁護士としての専門的見地ならびに企業法務に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、客観的な立場から当社の経営全般にわたる意見、助言等をいただくことで、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただいております。同氏は、過去に社外役員以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由およびこれまで当社社外取締役としての職責を十分に果たしていることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。同氏には引き続き上記の役割を果たしていただくことを期待しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年6カ月、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。</p> <p><b>【独立性に関する事項】</b></p> <p>同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社の定める独立役員選任にあたっての独立性基準を満たしており、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏の監査等委員である社外取締役としての選任が承認された場合、独立役員としての届け出を継続します。</p> <p><b>【責任限定契約】</b></p> <p>当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合、法令で定める額を限度額として損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。</p> <p><b>【その他監査等委員である取締役候補者に関する特記事項】</b></p> <p>同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。</p>		

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
	なかた ちず子 中田 ちず子 1956年9月29日生  取締役会出席率 100% (18回/18回) 監査等委員会出席率 100% (8回/8回)	1981年11月 クーパース・アンド・ライブランド会計事務所 入所 1984年3月 中田公認会計士事務所設立 (現任) 1996年7月 有限会社中田ビジネスコンサルティング (現株 式会社中田ビジネスコンサルティング) 設立、 代表取締役 (現任) 2015年12月 当社監査役 2020年6月 当社取締役、監査等委員 (現任) (重要な兼職の状況) 公認会計士 税理士 株式会社中田ビジネスコンサルティング 代表取締役 大和証券リビング投資法人 監督役員	一株
4		<b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</b> 中田ちず子氏は、公認会計士としての長年の経験を通じて培われた会社経営に関する幅広い知識と見識を有しており、客観的な立場から当社の経営全般にわたる意見、助言等をいただくことで、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただいております。上記の理由およびこれまで当社社外取締役としての職責を十分に果たしていることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。同氏には引き続き上記の役割を果たしていただくことを期待しております。なお、同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。	
再任		<b>【独立性に関する事項】</b> 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社の定める独立役員選任にあたっての独立性基準を満たしており、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏の監査等委員である社外取締役としての選任が承認された場合、独立役員としての届け出を継続します。	
社外		<b>【責任限定契約】</b> 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合、法令で定める額を限度額として損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。	
独立		<b>【その他監査等委員である取締役候補者に関する特記事項】</b> 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。	

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	おおしま よしこ 大島 良子 1956年11月10日生  取締役会出席率 100% (18回/18回) 監査等委員会出席率 100% (8回/8回)	1988年 4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）、 西村眞田法律事務所（現西村あさひ法律事務所） 入所 1989年 5月 エッソ石油株式会社（現ENEOS株式会社） 入社、法務部 1991年 7月 ブレークモア法律事務所入所 1994年 8月 渥美・臼井法律事務所 （現渥美坂井法律事務所・外国法共同事業） 入所 1995年 7月 クデール・ブラザーズ(ニューヨーク)法律事務 所入所 1997年 5月 大島法律事務所開設（現任） 2013年 7月 税理士開業（現任） 2018年 9月 当社監査役 2020年 6月 当社取締役、監査等委員（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士 税理士	一株
<u>再任</u>	<b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</b>		
<u>社外</u>	大島良子氏は、弁護士および税理士としての専門的見地ならびに長年培われた法律知識・経験等を有しており、客観的な立場から当社の経営全般にわたる意見、助言等をいただくことで、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただいております。同氏は、過去に社外役員以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由およびこれまで当社社外取締役としての職責を十分に果たしていることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。同氏には引き続き上記の役割を果たしていただくことを期待しております。なお、同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。		
<u>独立</u>	<b>【独立性に関する事項】</b> 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社の定める独立役員選任にあたっての独立性基準を満たしており、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏の監査等委員である社外取締役としての選任が承認された場合、独立役員としての届け出を継続します。		
	<b>【責任限定契約】</b> 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合、法令で定める額を限度額として損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。		
	<b>【その他監査等委員である取締役候補者に関する特記事項】</b> 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。		

(注) 当社は、優秀な人材確保、当社の成長に向けた積極果断な経営判断を支えるため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保



険契約を締結しております。本議案でお諮りする監査等委員である取締役候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。

なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

① 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

② 填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

③ 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。

(ご参考)

取締役のスキルマトリックス (本定時株主総会終結後の予定)

氏名	地位	独立性	専門性と経験						
		(社外のみ)	企業経営	業界知見	海外事業	研究開発	CSR	財務・会計	ガバナンス・リスクマネジメント
友井 洋介	取締役会長		●	●	●		●		●
岩田 浩幸	代表取締役社長		●	●	●				●
穴戸 康司	代表取締役副社長		●	●		●	●		
矢野 博久	取締役 兼常務執行役員			●		●	●	●	●
町谷 幸三	取締役 兼常務執行役員			●		●			
山本 秀夫	取締役 兼常務執行役員			●				●	
山野井 博	取締役 兼上席執行役員			●	●	●			
郡 昭夫	取締役		●		●		●		●
松井 泰則	取締役 (社外取締役)	●						●	
立花 和義	取締役 (社外取締役)	●	●		●			●	
東野 純明	取締役 常勤監査等委員		●	●		●		●	●
富安 治彦	取締役 監査等委員		●					●	●
戸井川 岩夫	取締役 (社外取締役) 監査等委員	●							●
中田 ちず子	取締役 (社外取締役) 監査等委員	●						●	●
大島 良子	取締役 (社外取締役) 監査等委員	●						●	●

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠く場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

選任決議の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、これを取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
むら しみ いさお 村上 功 1956年11月23日生  社外  独立	1979年 4月 三菱商事株式会社入社 1993年10月 Mitsubishi Foods (MC),Inc. EVP Treasurer 1996年 3月 MC Machinery Systems,Inc. CFO 2000年 4月 三菱商事株式会社機械管理部インフラ・事業開発チームリーダー 2004年 7月 同社監査役室次長 2010年 3月 三菱商事テクノス株式会社執行役員経営企画副担当兼職能副担当 2010年 4月 同社取締役執行役員経営企画担当兼職能担当兼チーフコンプライアンスオフィサー 2011年 4月 同社取締役常務執行役員経営企画担当兼職能担当兼チーフコンプライアンスオフィサー 2016年 6月 同社取締役常務執行役員職能担当兼チーフコンプライアンスオフィサー 2017年 6月 同社常勤監査役 2019年 6月 同社常勤監査役退任 (重要な兼職の状況) —	一株

**【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】**

村上功氏は、企業経営等の豊富な経験と見識を有していることから、その経験や見識を当社の監査等に活かしていただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏には客観的な立場から当社の経営全般にわたる意見、助言等をいただくことで、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただくことを期待しております。

**【独立性に関する事項】**

同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件および当社の定める独立役員選任にあたっての独立性基準を満たしており、同氏が原案どおり選任され、かつ監査等委員である社外取締役として就任した場合、同取引所に対し独立役員として指定し届け出る予定です。

**【責任限定契約】**

同氏が原案どおり選任され、かつ監査等委員である取締役として就任した場合、当社と同氏との間で、法令で定める額を限度額として会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。

**【その他補欠の監査等委員である取締役候補者に関する特記事項】**

同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

(注) 当社は、優秀な人材確保、当社の成長に向けた積極果断な経営判断を支えるため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

**【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】**

① 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

② 填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

③ 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。

以上

(ご参考)

### 独立役員選任にあたっての独立性基準

1. 当社において、独立役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。

- ① 当社又はその子会社の業務執行取締役又は執行役員、支配人その他の使用人（以下併せて「業務執行取締役等」と総称する。）である者、又は就任の前10年間に於いて（但し、その就任の前10年内のいずれかの時に於いて当社又は当社の子会社の非業務執行取締役（業務執行取締役に該当しない取締役をいう。以下同じ。）、監査役又は会計参与であったことがある者）に於いては、それらの役職への就任の前10年間に於いて当社の業務執行取締役等であった者
- ② 当社の現在の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主をいう。以下同じ。）。当該主要株主が法人である場合には当該主要株主又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員若しくは支配人その他の使用人である者（以下併せて「業務執行者」と総称する。）、又は最近3年間に於いて業務執行者であった者
- ③ 当社又はその子会社を主要な取引先とする者（当社の直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを、当社又はその子会社から受けた者。以下同じ。）。それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者である者、又は直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかに於いて業務執行者であった者
- ④ 当社の主要な取引先である者（当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを行っている者。以下同じ。）。それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者である者、又は直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかに於いて業務執行者であった者
- ⑤ 当社又はその子会社から過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている組織（例えば、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）の理事（業務執行に当たる者に限る。）その他の当該組織の業務を執行する役員、社員又は使用人
- ⑥ 当社又はその子会社から取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
- ⑦ 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者（以下「大口債権者等」という。）又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者、又は最近3年間に於いて業務執行者であった者
- ⑧ 現在当社又はその子会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の社員、パートナー又は従業員である者

- ⑨ 最近3年間において、当社又はその子会社の会計監査人又は会計参与であった公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の社員、パートナー又は従業員であって、当社又はその子会社の監査業務を実際に担当（但し、補助的関与は除く。）していた者（現在退職又は退所している者を含む。）
- ⑩ 上記⑧又は⑨に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社又はその子会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
- ⑪ 上記⑧又は⑨に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、当社又はその子会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の支払いを受けたファームの社員、パートナー、アソシエイト又は従業員である者
- ⑫ 就任の前10年間において当社の親会社の業務執行者、非業務執行取締役又は監査役であった者
- ⑬ 当社の兄弟会社（当社と同一の親会社を有する他の会社をいう。以下同じ。）の業務執行者、又は最近10年間において業務執行者であった者
- ⑭ 次のいずれかに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族である者
- A. 上記各号までに掲げる者
- B. 当社の親会社の業務執行者、非業務執行取締役、会計参与又は監査役
2. 当社において、独立役員であるというためには、その他、当社の一般株主全体との間で上記第1項で考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であることを要する。
3. 仮に上記第1項のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立役員とすることができるものとする。



(添付書類)

## 第123期 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### I. 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症のワクチン接種の進展に伴い、企業の生産活動が持ち直し、個人消費が底堅く推移するなど経済社会活動が正常化に向かう兆しがみられました。しかしながら、新たな変異株の感染が高止まりするなど未だ感染症収束の時期を見通すことが出来ず、さらに、ウクライナ情勢等地政学リスクの高まりや原材料価格の上昇などもあり、景気の先行きは不透明な状況となりました。

農業を取り巻く環境は、世界的な人口増加や新興国の経済発展などを背景とした農産物需要の拡大から農業生産は引き続き伸長するものと考えられます。世界の農薬市場は、ここ数年成長が鈍化していましたが、米州などの需要増加から再び拡大基調にあります。

当社グループの主な販売地域に目を転じますと、温暖な気候が続いた北米では農薬市場は堅調に推移しました。中南米では、ブラジルで大豆やトウモロコシの作付面積の拡大などにより需要が増加しました。また、アジアでは天候の改善が見られた東南アジア地域などの需要が拡大しました。さらに、欧州では過年度の流通在庫の消化が進んだことから市場全体は増加に転じています。

国内農業においては農家の高齢化や後継者不足の深刻化、耕作放棄地の増加などの構造的課題の解決は進んでいません。これに対して政府の農林水産業・地域の活力創造本部では、「農林水産物・食品の輸出拡大戦略」において、2030年までに5兆円という輸出額目標を掲げ、農林水産事業者の利益の拡大を図っています。

このような状況下、当社グループは今期を初年度とする新たな3カ年の中期経営計画「Ensuring Growing Global 2 (EGG 2)」に取り組み、収益性の向上と技術革新・次世代事業の確立および持続的な企業価値の向上を目指して活動しました。当連結会計年度における当社グループの売上高は819億10百万円（前期比103億85百万円増、同14.5%増）となりました。利益面では、営業利益は66億42百万円（前期比3億39百万円減、同4.9%減）、経常利益は57億68百万円（前期比46百万円増、同0.8%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は45億2百万円（前期比1億57百万円増、同3.6%増）となりました。

次に、各事業セグメント別の概況をご報告申し上げます。

#### (1) 農薬事業

国内農薬販売では、園芸用殺菌剤ピラジフルミド（商品名「パレード」）などの主力自社開発品目の普及拡販に努めました。また、当社は、2021年5月に国内農薬市場におけるシェア拡大を図るため、コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社およびダウ・アグロサイエンス日本株式会社（以下、両社あわせて「コルテバ社」といいます。）との間で日本国内における販売契約を締結するとともに、同年10月よりコルテバ社製品の販売を開始したことから、国内農薬販売全体の売上高は前期を上回りました。

海外農薬販売では、世界最大の市場であるブラジルで農薬需要が回復基調にあることに加え、前期より

販売を開始した殺虫剤フルベンジアミドの販売が好調に推移し、Sipcam Nichino Brasil S.A.の売上高が伸長しました。北米ではNichino America, Inc.において競合剤から市場シェアを獲得した除草剤ピラフルフェンエチルなどの販売が牽引し売上高が伸長しました。また、欧州ではバイエル社向けフルベンジアミド原体販売が好調に推移しました。さらに、アジアではインドにおいて園芸用殺虫剤トルフェンピラドの販売が好調に推移しました。

なお、2019年2月にNichino India Pvt.Ltd.がインドで農薬登録申請をしておりました新規水稲用殺虫剤ベンズピリモキサン（商品名「オーケストラ」）につきまして本年2月3日付で農薬登録を取得いたしました。

以上の結果、農薬事業の売上高は768億1百万円（前期比114億14百万円増、同17.5%増）となり、営業利益は62億40百万円（前期比2億41百万円増、同4.0%増）となりました。

## (2) 農薬以外の化学品事業

化学品事業では、2021年の住宅着工戸数が5年ぶりに増加に転じたことなどから株式会社アグリマートのシロアリ薬剤分野の販売が好調に推移しました。一方、医薬品事業では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、医療機関の外来患者数が減少したことなどから外用抗真菌剤リコナゾールの販売が伸び悩みました。

以上の結果、農薬以外の化学品事業の売上高は34億65百万円（前期比8億13百万円減、同19.0%減）となり、営業利益は9億60百万円（前期比5億10百万円減、同34.7%減）となりました。

事業別	売上高	構成比
農薬事業	76,801百万円	93.8%
農薬以外の化学品事業	3,465百万円	4.2%
その他事業	1,643百万円	2.0%

## 2. 研究開発活動

### (1) 研究活動

当連結会計年度におきましては、中期経営計画「Ensuring Growing Global 2 (EGG2)」の初年度として、探索研究では持続的な新規剤創出を目指したパイプライン化合物の拡充およびステップアップと、新たなリード化合物の創出に継続して取り組みました。また開発研究では新規開発剤の価値最大化や既存剤価値の維持・拡大のため、グループ会社間の連携による戦略的かつグローバルな研究活動を推進しました。

#### ① 新規剤創出

クロップサイエンス分野では「3年に1剤の新規剤創出」を目標に、化学・生物・安全性部門による三位一体体制での探索研究の質的・量的な向上と、大学や公的研究機関とのオープンイノベーションによる多様性のある創薬研究を進めました。その中で複数の有望候補化合物について、開発および事業化に向けた着実なステップアップを果たしました。また、並行して生物農薬・作物保護資材での研究も積極的に推進しました。一方、ライフサイエンス分野の強化に向け、動物薬・医薬の分野においても研究を進展させました。

② 新規剤開発の推進および既存剤の維持・拡大

グループ会社間のグローバルな連携を強化し、新規剤開発や既存剤価値の維持・拡大のための性能評価、情報提供および収益性改善に向けた原体コストダウン検討を継続しました。また汎用性殺菌剤ピラジフルミド（商品名「パレード」）や新規水稲用殺虫剤ベンズピリモキサン（商品名「オーケストラ」）の国内外での本格販売に向けた応用研究を進めました。

③ 新規事業の検討推進

過冷却促進物質を利用した凍霜害抑制剤に関しては、有効実施例を積み重ね本格販売につなげました。また他の新規事業テーマに関する技術面からの評価やビジネスモデルの構築を外部機関と連携して検討継続しています。

(2) 開発活動

中期経営計画EGG2の初年度としてグローバル市場での自社原体の最大化、顧客の声・視点を重視するマーケティング機能の強化、市場の変化への対応に取り組みました。自社原体の最大化においてはグループ会社との協働により登録・開発を促進、マーケティング機能強化ではグローバルマーケティング体制の構築とグローバル市場情報の収集と分析を強化、市場変化への対応においては生物農薬・作物保護資材の開発に着手しました。

① 新規開発品目

当連結会計年度より新規汎用性殺虫剤（開発コード：NNI-2101）の国内開発を開始しました。本剤は、チョウ目およびコウチュウ目害虫など幅広い殺虫スペクトルを示し、浸透移行性にも優れ、既存剤抵抗性害虫に対しても高い効果を示すことから、汎用性に優れた新規有効成分です。そのため様々な対象害虫や処理方法での委託試験を実施予定であり、利便性の高い害虫防除資材となるように国内開発を進めてまいります。また、グローバル市場への展開も検討中であり、登録性や利益性が見込まれる国や地域から開発を開始してまいります。さらに、他の新規パイプライン候補剤としては殺虫剤1剤と殺菌剤1剤を開発検討中です。

日本およびインドで農薬登録を取得した新規水稲用殺虫剤ベンズピリモキサンでは、水稲ウンカ類幼虫・ツマグロヨコバイ幼虫の防除剤として2021年5月にオーケストラフロアブルの販売を開始しました。2022年にはカメムシ類も防除対象としたオーケストラスターフルエア、チョウ目害虫や紋枯病も対象としたオーケストラロムダンモンカットエアおよび粉剤DLを販売開始予定であり、製品ラインアップの強化を図り、水稲本田散布剤としてのブランドを確立してまいります。また、本剤の有効成分はNichino India Pvt.Ltd.で製造しており、当社グループ全体のビジネス拡大に貢献すると考えています。インドでは2022年より販売開始予定であり、水稲栽培の盛んなアジア広域で本剤ビジネスの最大化を図ります。

新規汎用性殺菌剤ピラジフルミドは、果樹用パレード15フロアブル、野菜用パレード20フロアブルおよび芝用ディサイドフロアブルの普及を進めました。特にパレード20フロアブルは新規処理分野（セル苗灌注処理）での開発に加え、多くの作物で登録を取得して幅広い場面で使用可能となりました。また、グローバルな開発も展開中であり、米国（カリフォルニア州含む）、カナダ、メキシコ、コロンビア、ベトナムで登録を申請し、米国では2022年内に果樹、ナッツ、芝での登録認可を見込んでいます。さらに、欧州、ブラジルおよびその他の国および地域においても開発の可能性を検討しています。

② 国内新製品

国内製品ポートフォリオの充実を目指し、自社開発品目である園芸殺菌剤ツインバリアー水和剤の販売を開始しました。また、株式会社エス・ディー・エスパイオテックより導入した水稲除草剤ダクショツフロアブルの販売を開始しました。さらに、コルテバ社製品を新たに32剤導入し、品目拡充を図りました。

た。

既存剤では、園芸分野におけるドローン散布等が可能な無人航空機散布への適用拡大も積極的に進めており、フェニックス顆粒水和剤、アクセルフロアブル、コルト顆粒水和剤、ノーモルト乳剤、パレード20フロアブル、Zボルドーについて新たに登録を取得しました。

また、化学農薬以外の製品導入も積極的に進めており、コーヒー由来の天然抽出物を利用した凍霜害抑制剤(商品名「フロストバスター」)は、本格販売を開始しています。

### ③ 海外製品

殺ダニ剤ピフルブミドはイスラエルで登録申請が完了しております。その他の国においても開発の可能性を見極めるための評価を継続しています。

殺虫剤ピリフルキナゾン は新たにコロンビアで販売を開始しました。また、インド、アルジェリア、オマーンでは登録を取得し、イスラエル、サウジアラビア、UAE、台湾では登録審査中です。今後も登録国や地域拡大に向けた取り組みを進めています。

殺虫剤トルフェンピラドは、新たにブラジル、ガテマラ、ミャンマーで販売を開始しました。アルジェリア、オマーンでも登録を取得し、チュニジア、サウジアラビア、ベトナムで登録審査中です。

殺虫剤フルベンジアミドはバイエルクロップサイエンス社が販売していた地域でも開発を進め、市場の大きなブラジルで販売を開始しました。アルゼンチン、コロンビア、フィリピンでは登録審査中であり、順次、販売国を拡大していきます。

殺菌剤イソプロチオランは水稻いもち剤として普及販売していますが、中南米、フィリピン等ではバナナ分野への適用に向けて開発を進めています。

除草剤オルトスルフアムロンは、アメリカでTree Nut Vine分野での販売を開始しました。

また、殺虫剤プロフェジン、殺虫・殺ダニ剤フェンピロキシメート、殺菌剤フルトラニル、除草剤ピラフルフェンエチルについてもグローバルでの登録維持、拡大への対応を進め、ビジネスの維持・拡大を図っています。

当社は引き続き研究開発型企業として社会に貢献すべく、法令およびその精神遵守のもと、技術革新により環境に調和し、安全および健康に配慮した新製品を市場に提供し、顧客価値の向上に努めます。また中期経営計画EGG2に基づきグローバル展開を加速し、各国規制に対応した新規有効成分を継続的に創出していくとともに、将来の市場環境を見据えた革新的・計画的な活動を強化してまいります。

## 3. 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資総額は16億65百万円で、その主なものは鹿島事業所の既存設備更新およびNichino India Pvt.Ltd.の原体製造設備増強などに係る費用です。

## 4. 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

## 5. 事業の譲渡および譲受けの状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

## 6. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

## 7. 中長期的な経営戦略と対処すべき課題

当社グループの中核事業である農薬事業を取り巻く環境は、世界的な人口増加や新興国の経済発展などを背景とした食料需要の拡大から、グローバルな農薬市場は拡大傾向にあります。一方、国内では、農業従事者の高齢化、後継者不足の深刻化による耕作面積の減少、政府による農業資材費低減方針などを背景に、農薬市場は漸減傾向が継続するものと考えられます。また、創薬難度の高まりと農薬登録要件の増加により、新規薬剤開発コストが増大し、開発期間も長期化しております。さらに、各国の農薬登録制度における要件の厳格化、ジェネリック農薬との価格競争、原材料費や委託製造費の高騰、異常気象による農作物への影響など当社グループを取り巻く事業環境は一層厳しさを増しております。

なお、今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症の長期化や地政学リスクの顕在化による世界経済への影響等、不安定で不透明な状況が続くと想定しております。当社グループの中核事業である農薬事業は、食料安定供給を支える農業生産の根幹に関わるビジネスであるため、他の業種に比し影響は限定的であると考えられますが、生産、調達などへの直接的な影響や農業を取り巻く環境変化による間接的な影響が想定されます。

このような事業環境下、グループビジョン「[Nichino Group-Growing Global]」のもと、当社グループは中期経営計画「[Ensuring Growing Global 2 (EGG 2)]」の初年度となる当連結会計年度において、ターゲット市場における重点剤の登録取得や開発推進、創薬パイプラインの充実化、次世代事業の開発推進、インドにおける製販体制強化、スマート農業への対応、業務改革・働き方改革の推進など、事業基盤の強化に一定の成果を上げることができました。また、株式会社A D E K Aとの資本業務提携によるシナジーを早期に創出し発揮するべく活動を推進してきました。

当社グループは、引き続きこれまで実施した出資や買収案件の収益への貢献を最大化していくと同時に、さらなる成長戦略の遂行により業容の拡大を図り、目標売上高1,000億円を目指してまいります。

### [日農グループビジョン]

[Nichino Group-Growing Global]

- ・新規農薬、医・動物薬など、顧客ニーズに合う先進技術を提供し農業生産や健康的な生活を支えます。
- ・環境調和型製品、省力化技術など、SDGsに資する製品、サービスを拡大し持続可能な社会に貢献します。

### [中期経営計画（2022年3月期～2024年3月期）]

- ① 呼称 「Ensuring Growing Global 2(EGG 2)」



## ② 数値計画

	2024年3月期計画 (最終年度)
連結売上高	890億円 (目標売上高1,000億円)
営業利益	64億円
海外売上高	571億円
海外売上高比率	64%

(注) 本資料に記載されている計画値および業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報および合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

## ③ 基本方針

当社はグループビジョンの達成に向けて新たなコーポレートステートメントとして「Global Innovator for Crop & Life 食とくらしのグローバルイノベーター」を掲げ、前中期経営計画に引き続きグローインググローバルを確固たるものにする基盤強化を行います。基盤強化としては、グループシナジー拡大を含めた収益性の向上に加え、技術革新・次世代事業の確立、持続的な企業価値の向上を基本方針とし、先進技術による農業生産や健康的な生活を支え、持続可能な社会に貢献する企業グループを目指します。

## i) 収益性の向上

「重点品目の拡大」、「原体の最適生産体制による原価低減」、「グループシナジーの拡大」

## ii) 技術革新・次世代事業の確立

「研究開発の推進とグローバル展開」、「生物農薬・作物保護資材分野への拡大」、「DX取組」

## iii) 持続的な企業価値の向上

「CSR活動、ESG経営の強化」、「業務改革・働き方改革の推進」

具体的には、以下に掲げる施策を着実に推進してまいります。

## &lt;重点品目の拡大&gt;

ベンズピリモキサン、ピリフルキナゾン、ピラフルフェンエチル、フルベンジアミドを主要重点品目と定め、国内外同時開発、海外登録取得推進により販売エリアの拡大及び拡販に努めます。また、ブラジルとインドを主な戦略エリアと定め海外グループ会社を成長ドライバーとして事業規模を拡大させます。

## &lt;原体の最適生産体制による原価低減&gt;

原体のグローバル最適生産体制の構築と原価低減に努めるとともに、スマート工場化による生産効率化を目指します。

## &lt;グループシナジーの拡大&gt;

事業部門およびグループ企業が設定した普及販売力強化につながる各施策を確実に実施します。また販売社販売・在庫状況を把握し、タイムリーな品線りと販売施策支援に努めます。

## &lt;研究開発の推進とグローバル展開&gt;

創薬難度が高まる中、パイプライン化合物拡充は着実に進捗しております。これらの化合物の早期開発を実現させます。また、現在開発中の新規剤については戦略的な研究開発費投資（売上高の約10%）を継続する事により、着実に事業化に繋がります。グローバル登録・開発力を強化し、最適な事業化に向けグループ間連携を強化させます。

### <生物農薬・作物保護資材分野への拡大>

医薬・動物薬の開発、生物農薬や作物の健全な育成を助けるバイオスティミュラントの導入、天然物質の半発酵生産技術を活用したビジネス、特定機能成分を産生する作物の作出など、化学農薬事業により培ってきた技術・経験を活かし、ライフサイエンスを通じた健康的な生活に寄与する新たな価値を社会に提供します。M&Aなど、外部価値の取り込みによる事業領域拡大も適宜検討します。

### <DX取組>

スマート農業による省力化の推進をはじめ、スマート工場化への移行促進、普及活動におけるSNSやウェビナーの活用など、デジタルIT技術を活用し、事業や業務の在り方を変革する事で顧客サービスと企業価値の向上に努めます。

### <CSR活動、ESG経営の強化>

「技術革新による食と環境・社会への貢献」を基本方針とし、コンプライアンス・リスクマネジメントの拡充、環境経営の高度化、人権経営の拡充、安全文化の深化、社会のニーズに対応した技術と製品開発、コミュニティへの参画、企業・組織統治の強化の7つの優先課題に取り組みます。これらの課題を確実に実施するためにコーポレートガバナンスの強化、ダイバーシティ経営の推進、経営会議の同格としてCSR会議を位置付け当社グループにおけるCSR活動の一層の充実化を図るなど、CSR経営を強化します。

### <業務改革・働き方改革の推進>

人事考課制度、福利厚生など、既存制度の抜本的な見直しを行い、さらにいつでもどこでも働けるオフィス環境を構築するなどソフト、ハード両面で従業員の生産性向上に向けた環境整備を行い、従業員のやりがいを向上させます。また、ダイバーシティ&インクルージョンへの取り組みも強化し、グローバルで活躍できる人財開発を推進させます。

## ④ 配当方針

安定配当を基本とし、配当性向30%以上を目指します。

当社グループは、これまで農薬化学事業で培ってきた技術をさらに高め、新規農・医・動物薬など先進技術を継続的に提供し、農業生産や健康的な生活を支え社会に貢献します。人類の未来に貢献する企業グループを目指し、研究開発型企業として法令遵守のもと社会的責任を果たすべく企業活動を展開してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 8. 財産および損益の状況の推移

区 分	2019年9月期 第120期	2020年3月期 第121期	2021年3月期 第122期	2022年3月期 第123期 (当連結会計年度)
売 上 高	百万円 63,260	百万円 35,674	百万円 71,525	百万円 81,910
経 常 利 益	百万円 2,984	百万円 4,004	百万円 5,722	百万円 5,768
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円 2,684	百万円 1,477	百万円 4,344	百万円 4,502
1株当たり 当期純利益	34円07銭	18円75銭	55円23銭	57円32銭
総 資 産	百万円 94,464	百万円 102,214	百万円 107,969	百万円 118,247
純 資 産	百万円 58,198	百万円 58,372	百万円 62,071	百万円 66,956
1株当たり 純資産額	713円99銭	716円47銭	774円76銭	836円39銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて計算しております。  
 2. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づいて計算しております。  
 3. 第121期につきましては、決算日の変更に伴い、2019年10月1日から2020年3月31日までの6カ月となっております。

## 9. 重要な親会社および子会社の状況

### (1) 親会社との関係

#### 親会社の状況

当社の親会社は株式会社A D E K Aで、同社は間接保有を含み当社株式を40,176千株（議決権比率51.1%）保有しております。

当社は、親会社から兼務役員2名の派遣を受けております。

当社は、親会社との間で資本業務提携契約を締結しております。その概要は以下のとおりです。

#### ① 目的

当社および親会社は、当社の自主独立経営の維持を原則としつつ、互いに協力して、両社間の資本業務提携により、当社の農業事業をはじめとするライフサイエンス事業に係る戦略的計画および活動を実行・推進することにより、両社の企業価値を最大化させることを目的とする。

#### ② 上場維持・社名維持

親会社および当社は、当社の東証一部上場を維持することおよび当社の社名として日本農業株式会社を維持することを基本方針とする。

#### ③ 役員指名権

親会社は、当社の代表取締役（ただし、親会社が指名した取締役は除く。）と協議の上、16に親会社の議決権保有割合を乗じて得た数（ただし、8を上限とする。また、当該数に1未満の端数が生じる場合には、端数を切り捨てる。）の当社の取締役（監査等委員である取締役であるか、それ以外の取締役であるかを問わず、それぞれについて指名する人数の比率も問わない。うち1名は代表取締役とする。また、親会社が8名の取締役を指名する場合には、そのうち1名は独立社外取締役とする。）を指名する権利を有するものとする。なお、当社における監査等委員である取締役以外の取締役の員数は11名以内、監査等委員である取締役の員数は5名以内とする。ただし、親会社の事前の書面による承諾を得た



場合はこの限りではない。

④ 新株引受権

当社は、親会社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、株式等（当社の株式、新株予約権、オプション権、株式引受権その他の当社の株式を取得できる権利をいう。）の発行、処分または付与を行わないものとし、当該発行等が行われる場合、親会社は、当該発行等が行われる直前の時点における公開買付者の議決権保有割合を維持するために必要な数量の株式等を、当該発行等に係る株式等の払込金額または行使価格と同一の価格において引き受ける権利を有する。

⑤ 業務提携の内容

公開買付者及び当社は、本資本業務提携契約等の目的を達成するため、以下の内容の業務提携を行うものとし、その具体的内容は、両社間の協議により決定するものとする。

(i) 研究開発領域の相互補完による開発スピードの向上

(a) ライフサイエンス分野の強化

(b) 化合物データベースの活用

(ii) 生産技術・プロセス化学の相互活用による生産性の向上

(iii) グローバル・ネットワークの相互活用による販売チャネルの拡大

(iv) 合成反応、分散技術、分析技術等の技術提供による高機能化合物の開発

(v) 多分野の知見を有する研究員の交流

⑥ 本資本業務提携契約の終了

本資本業務提携契約は、両当事者が本契約の終了を書面で合意した場合等、一定の事由が生じた場合、終了する。

また、当社は、親会社との間で、親会社におけるグループ会社管理と当社における意思決定独立性確保の調和を図る観点から、当社の取締役会にて決議すべき事項のうち、親会社グループ全体の経営や業績に重大な影響を与える重要案件に関する親会社との事前相談の実施および事前説明・協議会の開催について合意しております。

## (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主な事業内容
株式会社ニチノ緑化	百万円 160	% 100.0	緑化造園その他建設工事、設計、施工、監理 および園芸・緑化薬剤の販売等
株式会社ニチノサービス	百万円 3,400	% 100.0	農薬の生産、受注、保管、配送の請負、不動産 賃貸および管理の請負、倉庫業等
Nichino America, Inc.	千米ドル 700	% 100.0	米国における農薬生産、開発、販売等
日本エコテック株式会社	百万円 20	% 100.0	農薬残留分析、化学物質の安全性試験、環境 保全に関するコンサルティング等
日佳農薬股份有限公司	百万NTドル 40	% 57.0	台湾における農薬の開発、普及、販売等
株式会社アグリマート	百万円 50	% 100.0	シロアリ防除資材、防疫用殺虫剤の販売等
Nichino India Pvt.Ltd.	百万ルピー 3	% 99.9 (100.0)	インドにおける農薬生産、開発、販売等
Sipcam Nichino Brasil S.A.	百万リアル 223	% 50.0	ブラジルにおける農薬生産、普及、販売等
Nichino Europe Co.,Ltd.	万ポンド 3	% 100.0	欧州における農薬生産、開発、販売等

(注) 当社の出資比率の( )内は、間接所有を含めた比率であります。

## 10. 主要な事業内容

事業	主要な製品
農薬事業	殺虫剤、殺菌剤、殺虫殺菌剤、除草剤、農薬原体
農薬以外事業	木材薬品、農業用資材、芝関連品、医薬品、動物用医薬品、その他
その他事業	緑化、造園工事等 不動産賃貸、農薬物流業務等の請負、倉庫業、農薬残留分析

## 11. 主要な営業所、研究所、工場

### (1) 国内

名 称	所在地	名 称	所在地
本社	東京都中央区	西日本支店大阪営業所	大阪府大阪市
札幌支店	北海道札幌市	西日本支店福岡営業所	福岡県福岡市
仙台支店	宮城県仙台市	総合研究所	大阪府河内長野市
東京支店	東京都中央区	大阪事業所	大阪府大阪市
西日本支店東海北陸営業所	大阪府大阪市		

(注) 当社は、2021年8月1日付で大阪支店、福岡支店および東海北陸営業所を統合して西日本支店を新設し、その下部組織として東海北陸営業所、大阪営業所および福岡営業所を設置いたしました。

### (2) 国内子会社事業所（工場）

名 称	所在地
株式会社ニチノサービス 福島事業所	福島県二本松市
同 鹿島事業所	茨城県神栖市
同 佐賀事業所	佐賀県三養基郡

### (3) 海外（子会社、関連会社含む）

名 称	所在地
Nichino America, Inc.	アメリカ/ウィルミントン
Nichino Europe Co., Ltd.	イギリス/ケンブリッジ
日農（上海）商貿有限公司	中国/上海
日佳農葯股份有限公司	台湾/台北
Agricultural Chemicals (Malaysia) Sdn.Bhd.	マレーシア/ペナン
Nichino Do Brasil Agroquimicos Ltda.	ブラジル/サンパウロ
Sipcam Nichino Brasil S.A.	ブラジル/ウベラバ
Nichino India Pvt.Ltd.	インド/ハイデラバード
Sipcam Europe S.p.A.	イタリア/ミラノ
Nichino Vietnam Co., Ltd.	ベトナム/ホーチミン
Nihon Nohyaku Andica S.A.S.	コロンビア/ボゴタ
Nichino Korea Co., Ltd.	大韓民国/ソウル

(注) 1. Nichino Chemical India Pvt.Ltd.は、2022年3月1日付でNichino India Pvt.Ltd.に吸収合併されました。

2. 当社は、2022年2月9日付でNichino Korea Co.,Ltd.を設立いたしました。

## 12. 従業員の状況

従業員数	前期末比
1,536名	52名増

(注) 上記の従業員には、臨時従業員265名を含んでおりません。

## 13. 主要な借入先

借入先	借入残高(百万円)
株式会社みずほ銀行	7,835
Banco do Brasil	1,708
農林中央金庫	1,672
株式会社三菱UFJ銀行	1,398
株式会社りそな銀行	1,247

## Ⅱ. 会社の状況に関する事項 (2022年3月31日現在)

### 1. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 199,529,000株
- (2) 発行済株式の総数 81,967,082株
- (3) 株主数 11,091名 (前期末比409名減)
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (千株)	持株比率 (%)
株 式 会 社 A D E K A	40,173	51.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,885	8.74
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )	2,483	3.15
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,997	2.54
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	1,636	2.08
農 林 中 央 金 庫	1,401	1.78
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	853	1.08
株 式 会 社 り そ な 銀 行	719	0.91
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	643	0.82
JP MORGAN CHASE BANK 385781	481	0.61

- (注) 1. 当社は、自己株式3,193千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)	9,821株	1名
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

- (6) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 2. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 会社役員に関する事項

## (1) 取締役に関する事項

(2022年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
友井洋介	代表取締役社長	
穴戸康司	代表取締役兼専務執行役員 生産本部長、環境安全部管掌	
矢野博久	取締役兼常務執行役員 管理本部長、CSR推進室担当兼CSR推進室長、 大阪事業所担当兼大阪事業所長、 市場開発本部管掌、特命事項担当	
町谷幸三	取締役兼常務執行役員 研究本部長	
山野井博	取締役兼上席執行役員 外販事業本部長	
山本秀夫	取締役兼上席執行役員 国内営業本部長	
岩田浩幸	取締役兼上席執行役員 経営企画本部長、海外営業本部管掌	
郡昭夫	取締役	株式会社ADEKA 相談役 日本ゼオン株式会社 社外監査役
松井泰則	取締役	立教大学名誉教授 大原大学院大会計研究科教授
立花和義	取締役	
東野純明	取締役 常勤監査等委員	
富安治彦	取締役 監査等委員	株式会社ADEKA 代表取締役兼専務執行役員
戸井川岩夫	取締役 監査等委員	弁護士
中田ちず子	取締役 監査等委員	公認会計士 税理士 株式会社中田ビジネスコンサルティング 代表取締役 大和証券リビング投資法人 監督役員
大島良子	取締役 監査等委員	弁護士 税理士

- (注) 1. 取締役松井泰則氏、立花和義氏、戸井川岩夫氏、中田ちず子氏および大島良子氏は、社外取締役であります。
2. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員として東野純明氏を選定しております。
3. 当社は、取締役松井泰則氏、立花和義氏、戸井川岩夫氏、中田ちず子氏および大島良子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査等委員東野純明氏は、当社において管理本部長を務めるなど財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員富安治彦氏は、株式会社ADEKAの代表取締役兼専務執行役員であり、当社において財務・経理部の担当役員を務めるなど財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 監査等委員中田ちず子氏は、公認会計士、税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査等委員大島良子氏は、弁護士、税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 株式会社A D E K Aは、当社の親会社であります。なお、当社は同社との間で仕入・販売の取引がありますが、当社グループにおける取引比率は僅少です。
9. その他、兼職先と当社との間に開示すべき特別の関係はありません。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役郡昭夫氏、松井泰則氏、立花和義氏、富安治彦氏、戸井川岩夫氏、中田ちず子氏および大島良子氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、優秀な人材確保、当社の成長に向けた積極果断な経営判断を支えるため、2021年12月に以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。

### ① 被保険者の範囲

当社の取締役、監査等委員および執行役員、ならびに株式会社ニチノー緑化、株式会社ニチノーサービス、日本エコテック株式会社および株式会社アグリマートの取締役および監査役を被保険者の範囲としております。

### ② 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

### ③ 填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

### ④ 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。

## (4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の決定に当たっては、役員報酬に関する取締役会の任意の諮問機関であるガバナンス委員会からの答申を受けた後、取締役会にて当該方針を決定することとしております。当該方針の概要は以下のとおりです。なお、取締役の個人別の報酬の内容の決定に当たっては、ガバナンス委員会が原案について当該方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し当該方針に沿うものであると判断しております。

#### (i) 取締役（監査等委員を除く）の報酬等に関する基本方針

(a) 取締役の報酬等は、業績ならびに株主の長期的利益に連動するとともに、持続的な企業価値および株主価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとする。

- (b) 取締役（監査等委員を除く）の報酬等は、基本報酬および賞与を基本構成としており、業務執行取締役には、これに加えて、業績連動型株式報酬を支給する。なお、社外取締役および非業務執行取締役の報酬等は、業績連動型の要素が含まれないものとする。
- (ii) 基本報酬の個人別の報酬等の額および付与の時期または条件の決定に関する方針  
取締役（監査等委員を除く）の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。業務執行取締役の基本報酬は、業務執行取締役については職務および業務執行上の役位、社外取締役および非業務執行取締役については職責と常勤であるか否かを踏まえて決定する。なお、業務執行取締役に関しては、期初に代表取締役社長との間で担当職務における目標設定を行い、その職務および業績の達成度を次年度報酬に反映させる。報酬の水準については、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して適宜、見直しを図るものとする。
- (iii) 賞与の個人別の報酬等の額および付与の時期または条件の決定に関する方針  
取締役（監査等委員を除く）の賞与は、金銭により、毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に支給する。取締役（監査等委員を除く）の賞与は、単年度の業績向上に対する貢献意欲を引き出すことを目的とする。業務執行取締役の個人別の賞与額は、基本報酬同様に職務および業績の達成度を反映して決定し、社外取締役および非業務執行取締役の賞与額は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で支給する。
- (iv) 業績連動型株式報酬  
業績連動型株式報酬は、株主とのより一層の価値共有を図るとともに、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および非業務執行取締役を除く）を対象とした株式交付信託を用いた報酬制度である。本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「株式交付信託」という。）が当社株式を取得し、当社が、取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式を、株式交付信託を通じて各取締役の原則退任時に交付する。  
なお、業績連動型株式報酬の対象期間は、原則として3事業年度毎に設定する中期経営計画の対象期間と同一とする。業績連動型株式報酬は固定部分と変動部分に区分され、変動部分は、中期経営計画のKPI(Key Performance Indicator)を業績連動指標とする。固定部分に係るポイントは、毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に付与する。変動部分に係るポイントは、当該中期経営計画終了後の一定の時期に付与する。業績連動指標における標準業績を達成した場合、対象期間における業績連動型株式報酬の固定部分と変動部分の割合は、概ね45：55とする。変動部分は、業績連動指標における業績の達成度により、予め定めた基準額の0%～150%の範囲内でポイントが変動する。
- (v) 基本報酬の額、賞与の額および業績連動型株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針  
業務執行取締役の種類別の報酬の割合については、長期の研究開発型である当社の業務特性、役位、職責、他社水準および社会情勢等を勘案し決定する。当該中期経営計画期間における基本報酬と賞与、業績連動型株式報酬の割合は、概ね8：1：1とする。
- (vi) 取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容の決定の手続に関する事項  
取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の配分については、まず取締役会からの諮問に基づき、ガバナンス委員会が業務執行取締役について担当する職務、責任、業績、貢献度等の要素を基本とした評価に基づき各取締役の基本報酬額の増減、賞与の支給総額および賞与額の配分内容について答申を行うものとする。  
取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の額は、取締役会決議により、代表取締役社長に



委任し、代表取締役社長がガバナンス委員会の答申に基づいて決定する。代表取締役社長の権限の内容は、各取締役の基本報酬額、賞与の支給総額および賞与額の配分とする。

なお、業績連動型株式報酬は、取締役会で決議された株式交付規程に則り決定する。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額は、2020年6月26日開催の第121回定時株主総会において年額330百万円以内（内、社外取締役分は30百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）。当該定時株主総会休会時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は10名（内、社外取締役は2名）です。当該金銭報酬とは別枠で、同定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および非業務執行取締役を除く）を対象者とした、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される業績連動型株式報酬制度に基づく報酬枠について、対象期間（2020年3月31日で終了する事業年度から2021年3月31日で終了する事業年度まで（18ヵ月間））において、対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限を75百万円、対象者に付与されるポイント総数の上限を250,000ポイント（1ポイントは当社株式1株）、対象者は原則としてその退任時において付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付を受けることについて決議しております。なお、対象期間満了の都度、当社の取締役会の決定により、対象期間を3事業年度毎に延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長する場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間毎に金150百万円を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記対象者に付与されるポイント総数の上限を500,000ポイントとすることについて、あわせて決議しております。当該定時株主総会休会時点の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および非業務執行取締役を除く）の員数は7名です。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、2020年6月26日開催の第121回定時株主総会において年額60百万円以内と決議されております。当該定時株主総会休会時点の監査等委員である取締役の員数は5名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、「3. (4)①(vi)取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容の決定の手続に関する事項」の方針に基づき、取締役会の委任決議にて代表取締役社長友井洋介氏が取締役の個人別の報酬の具体的内容を決定しております。

当該権限を代表取締役社長へ委任した理由は、当社の現況を俯瞰しつつ各取締役の職務および業績の達成度の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、ガバナンス委員会に対し、業務執行取締役について担当する職務、責任、業績、貢献度等の要素を基本とした評価に基づく各取締役の基本報酬額の増減、賞与の支給総額および賞与額の配分内容について諮問し答申を受けるなどの措置を講じており、当該手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

## ④ 業績連動報酬等に関する事項

当社は、取締役の報酬と当社の業績および株主価値との連動制をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および非業務執行取締役を除く）を対象者とした業績連動型株式報酬制度を導入しております。

本制度に係る業績連動報酬等の額または数の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、中期経営計画のKPI（中期経営計画最終年度の連結営業利益および連結売上高）達成度であり、また、当該業績指標を選定した理由は、取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるためであります。

中期経営計画「Ensuring Growing Global 2 (EGG 2)」における本制度に係る業績連動報酬等の額または数の算定の基礎として選定した業績指標の目標は、2024年3月期連結営業利益64億円、同連結売上高890億円です。

## ⑤ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	251 (11)	211 (9)	20 (1)	19 (一)	11 (2)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	47 (16)	41 (14)	5 (2)	—	5 (3)

(注) 1. 上記の賞与の額は、当事業年度に係る役員賞与引当金の繰入額であります。

2. 非金銭報酬として取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および非業務執行取締役を除く。）に対して業績連動型株式報酬制度に基づく株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容は「② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」に、その交付状況は「1. 株式に関する事項」にそれぞれ記載のとおりであります。

3. 上記の非金銭報酬等の額は、当事業年度に係る株式給付引当金の繰入額であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

「3. (1) 取締役に関する事項」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名 (所在地)	主な活動状況
松井 泰則 (社外取締役)	同氏は、大学教授（会計学・経営学）としての長年の経験を通じて培われた会社経営に関する幅広い知識と見識を有しており、客観的な立場から当社の経営全般にわたる意見、助言等をいただくことで、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただくことが期待される役割であり、取締役会およびガバナンス委員会等に出席し、当社の経営全般にわたる適切な助言・提言等の意見表明を行っております。 取締役会においては当事業年度に開催した18回全てに出席しました。
立花 和義 (社外取締役)	同氏は、上場会社の業務執行役員および海外事業会社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的な立場から当社の経営全般にわたる意見、助言等をいただくことで、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただくことが期待される役割であり、取締役会およびガバナンス委員会等に出席し、経営者としての高い見識に基づく適切な助言・提言等の意見表明を行っております。 取締役会においては当事業年度に開催した18回全てに出席しました。
戸井川 岩夫 (社外取締役（監査等委員）)	同氏は、弁護士としての専門的見地ならびに企業法務に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、これらの知見に基づき当社の監査等の強化および取締役会の実効性の向上に寄与していただくことが期待される役割であり、取締役会、ガバナンス委員会およびコンプライアンス委員会等に出席し、適切な助言・提言等の意見表明を行っているほか、取締役の職務執行の適正性を確保するための監査業務および助言を行っております。 取締役会においては当事業年度に開催した18回全てに出席しました。 監査等委員会においては当事業年度に開催した8回全てに出席し、実効性の高い監査実現のため適宜発言を行っております。
中田 ちず子 (社外取締役（監査等委員）)	同氏は、公認会計士、税理士としての会社経営に関する高い見識を有しており、これらの知見に基づき当社の監査等の強化および取締役会の実効性の向上に寄与していただくことが期待される役割であり、取締役会およびガバナンス委員会等に出席し、適切な助言・提言等の意見表明を行っているほか、取締役の職務執行の適正性を確保するための監査業務および助言を行っております。 取締役会においては当事業年度に開催した18回全てに出席しました。 監査等委員会においては当事業年度に開催した8回全てに出席し、実効性の高い監査実現のため適宜発言を行っております。
大島 良子 (社外取締役（監査等委員）)	同氏は、弁護士、税理士としての専門的見地ならびに企業法務に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、これらの知見に基づき当社の監査等の強化および取締役会の実効性の向上に寄与していただくことが期待される役割であり、取締役会およびガバナンス委員会等に出席し、適切な助言・提言等の意見表明を行っているほか、取締役の職務執行の適正性を確保するための監査業務および助言を行っております。 取締役会においては当事業年度に開催した18回全てに出席しました。 監査等委員会においては当事業年度に開催した8回全てに出席し、実効性の高い監査実現のため適宜発言を行っております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称  
協和監査法人
- (2) 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。
- (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	37,000千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,400千円

(注) 1. 当社と協和監査法人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、Nichino America, Inc.、日佳農薬股份有限公司、Nichino India Pvt.Ltd.、Sipcam Nichino Brasil S.A.およびNichino Europe Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

- (4) 非監査業務の内容  
該当事項はありません。
- (5) 子会社の監査に関する事項  
当社の海外の連結子会社5社は、当社の会計監査人以外の監査法人等による監査を受けております。
- (6) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由  
当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第3項の同意を行っております。
- (7) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針  
当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。  
また、当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

2022年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	百万円	<b>(負債の部)</b>	百万円
<b>流動資産</b>	<b>87,351</b>	<b>流動負債</b>	<b>41,180</b>
現金及び預金	12,224	支払手形及び買掛金	19,406
受取手形、売掛金及び契約資産	36,010	電子記録債権	1,117
電子記録債権	2,077	短期借入金	10,477
商品及び製品	22,395	1年内償還予定の社債	202
仕掛品	769	未払費用	4,522
原材料及び貯蔵品	9,531	未払法人税等	955
その他	4,709	賞与引当金	869
貸倒引当金	△366	役員賞与引当金	41
		営業外電子記録債務	47
		有償支給取引に係る負債	1,007
		その他	2,533
<b>固定資産</b>	<b>30,895</b>	<b>固定負債</b>	<b>10,110</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>14,781</b>	社債	1,226
建物及び構築物	4,180	長期借入金	6,128
機械装置及び運搬具	3,682	繰延税金負債	96
土地	5,898	役員退職慰労引当金	56
建設仮勘定	281	株式給付引当金	76
その他	738	退職給付に係る負債	839
<b>無形固定資産</b>	<b>4,218</b>	その他	1,686
のれん	2,794	<b>負債合計</b>	<b>51,290</b>
ソフトウェア	540	<b>(純資産の部)</b>	
その他	883	<b>株主資本</b>	<b>67,266</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>11,896</b>	資本金	14,939
投資有価証券	6,955	資本剰余金	15,071
繰延税金資産	1,499	利益剰余金	39,162
退職給付に係る資産	1,515	自己株式	△1,906
その他	2,303	その他の包括利益累計額	△1,673
貸倒引当金	△377	その他有価証券評価差額金	846
<b>資産合計</b>	<b>118,247</b>	為替換算調整勘定	△3,201
		退職給付に係る調整累計額	682
		<b>非支配株主持分</b>	<b>1,363</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>66,956</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>118,247</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売上高	81,910
売上原価	56,164
売上総利益	25,746
販売費及び一般管理費	19,103
営業利益	6,642
営業外収益	892
受取利息及び配当金	168
持分法による投資利益	508
不動産の賃貸料	110
その他	105
営業外費用	1,766
支払利息	515
バテイブ評価損	98
為替差割引	982
その他	64
経常利益	5,768
特別利益	248
固定資産売却益	209
投資有価証券売却益	39
特別損失	198
固定資産処分損失	25
環境対策費	141
その他	28
税金等調整前当期純利益	5,818
法人税、住民税及び事業税	1,809
法人税等調整額	△671
当期純利益	4,679
非支配株主に帰属する当期純利益	177
親会社株主に帰属する当期純利益	4,502

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

2022年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>52,006</b>	<b>流動負債</b>	<b>20,409</b>
現金及び預金	4,040	支払掛手形	7
受取手形	851	電子記録債権	8,934
商品及び製品	19,456	短期借入金	1,117
仕掛品	2,020	1年以内返済予定長期借入金	4,244
材料及び貯蔵品	16,356	未払費用	1,073
前払費用	746	未払法人税等	264
未収入金	4,239	未払事業所税	1,771
短期貸付金	450	契約受引当金	696
倒引当金	1,948	賞与引当金	7
	1,329	役員賞与引当金	366
	344	備前支取の負債	15
	226	営業外電子記録債権	485
	△4	その他の負債	40
<b>固定資産</b>	<b>37,214</b>	<b>固定負債</b>	<b>5,493</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>10,994</b>	長期借入金	4,181
建物	2,788	長期預付引当金	958
構築物	482	退職給付引当金	107
機械装置	2,360	その他	76
車両運搬具	8		168
器具及び備品	368		
土地	4,951		
建物	31		
	2		
<b>無形固定資産</b>	<b>474</b>	<b>負債合計</b>	<b>25,902</b>
特許権	10	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	12	株主資本	62,471
その他	451	資本剰余金	14,939
	0	資本剰余金	17,235
<b>投資その他の資産</b>	<b>25,744</b>	資本剰余金	12,235
投資有価証券	2,626	利益剰余金	5,000
関係会社株	18,766	利益剰余金	32,202
関係会社出資	210	利益剰余金	1,574
長期貸付金	2,526	その他利益剰余金	30,627
前払年金費用	639	別途積立金	3,145
繰延税金資産	77	繰越利益剰余金	27,482
倒引当金	903	自己株式	△1,906
	△4	評価・換算差額等	846
		その他有価証券評価差額金	846
<b>資産合計</b>	<b>89,220</b>	<b>純資産合計</b>	<b>63,317</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>89,220</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売 上 高	47,151
売 上 原 価	32,323
売 上 総 利 益	14,827
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	11,450
営 業 利 益	3,377
営 業 外 収 益	1,202
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,010
そ の 他	192
営 業 外 費 用	122
支 払 利 息	71
そ の 他	50
経 常 利 益	4,457
特 別 利 益	248
固 定 資 産 売 却 益	209
投 資 有 価 証 券 売 却 益	39
特 別 損 失	196
固 定 資 産 処 分 損	23
減 損 損 失	141
環 境 対 策 費	28
そ の 他	3
税 引 前 当 期 純 利 益	4,509
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,037
法 人 税 等 調 整 額	△86
当 期 純 利 益	3,557

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

日本農業株式会社  
取締役会 御中

協和監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 高山昌茂  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 小澤昌志  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本農業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本農業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

日本農薬株式会社  
取締役会 御中

協和監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 高山昌茂  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 小澤昌志  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本農薬株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第123期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を經由した手段も活用しながら、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、インターネット等を經由した手段も活用しながら、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）、日本公認会計士協会品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び同監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。また、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

日本農業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 東野 純 明 ㊟

監査等委員 富 野 治 彦 ㊟

監査等委員 戸井川 岩 夫 ㊟

監査等委員 中 田 ち ず 子 ㊟

監査等委員 大 島 良 子 ㊟

(注) 監査等委員戸井川岩夫、中田ちず子及び大島良子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。





# 株主総会 会場ご案内図

会場

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号  
ロイヤルパークホテル2階「有明」

電話：03-3667-1111（代表）



## 最寄り駅

東京メトロ半蔵門線  
水天宮前駅4番出口直結

東京メトロ日比谷線  
人形町駅  
A2出口より徒歩7分

都営地下鉄浅草線  
人形町駅  
A3出口より徒歩9分

※駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願いいたします。



パソコン・スマートフォン・  
タブレット端末からも  
ご覧いただけます。  
<https://s.srdb.jp/4997/>



UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。

